

発議第11号

鳥羽市議会の会期等に関する条例の一部改正について

鳥羽市議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年 3月24日 提出

令和4年 3月 日

提出者	鳥羽市議会議員	坂倉	広子
賛成者	鳥羽市議会議員	南川	則之
賛成者	鳥羽市議会議員	濱口	正久
賛成者	鳥羽市議会議員	瀬崎	伸一
賛成者	鳥羽市議会議員	片岡	直博
賛成者	鳥羽市議会議員	奥村	敦
賛成者	鳥羽市議会議員	山本	哲也
賛成者	鳥羽市議会議員	中世	古泉
賛成者	鳥羽市議会議員	戸上	健
賛成者	鳥羽市議会議員	浜口	一利
賛成者	鳥羽市議会議員	世古	安秀

提案理由

鳥羽市議会の定例日について、所要の改正を行いたく本提案とするものである。

鳥羽市議会の会期等に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市議会の会期等に関する条例（平成26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号から第5号までを次のように改める。

- (2) 6月の第2火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日
- (3) 9月の第1火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日
- (4) 12月の第1火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日
- (5) 3月の第1火曜日並びにこれに続く水曜日及び木曜日

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、付議する議案等の都合その他特別な事情により必要があると認めるときは、同項の規定による定例日を変更することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。